No.	資料	項目	質問内容	回答
1	コンペ参加仕様書	契約上限額	契約上限額について下記2点記載があり、 ①「5 提出を求める企画提案資料の内容」「(3) その他提出 いただく書類」「【システム運用業務に係る見積りに関する諸 条件】」17,600,000 円 ②「6 契約上限額」9,900,000円 となっているが、本業務での上限額は9,900,000円であり、システム運用業務の17,600,000 円は業務内で作成する見積 書の金額、という理解でよいか。	本業務は、令和6年4月1日からの給付(システム運用)開始を目指し、令和6年3月31日までに給付システムを構築することを委託するものです。 構築に係る費用については990万円を上限として見積りいただきますが、年間1,760万円以内で運用可能なシステムを想定していますので、運用に係る経費についてもご提案いただきたいという趣旨です。 なお、運用に係る費用の見積りは、本業務には含まれません。
2	委託業務仕 様書	業務委託期 間	ポイントの給付及び決済システム構築業務」の①~⑦の業務を実施するよう記載されているが、「(2) デジタルポイント	本業務において令和6年3月31日までに給付システムを構築した後、令和6年4月1日から給付のためシステム運用を開始する予定ですが、運用に係る業務委託の期間は1年間と想定しています。 なお、その後も同システムを利用した給付を継続する場合、年度ごとに業務委託契約を締結することを想定しています。
3	委託業務仕 様書	利用可能店 舗の募集	利用可能店舗の募集について、導入目標店舗数の設定はあるか。	利用可能店舗数の目標は設定していませんので、ご提案 いただく募集の方法等により評価させていただきます。
4	委託業務仕 様書	対象者の特 定	「対象者本人でない者が、対象者に付与されたデジタルポイントを利用して決済を行うこと(なりすまし)ができないよう対策を講じること。」と記載があるが、なりすましを防止するために、対象者個人を特定するための手だて(面談時に特定の配布物を想定されている等)はあるか。	給付にあたっては市町が対象者と面談を行いますので、 その際に配布する物品や資料から本人を特定することは可 能であると考えています。
5	委託業務仕 様書	申請受付	デジタルポイントの付与にあたり、利用者(給付対象者)から「出産・子育て応援給付金」の申請を受付するシステム(アンケート機能や申請の審査・承認機能があることを想定)の構築は本調達に含まれているか。	対象者からの申請受付システムの構築については仕様に 含みませんが、提案事項として評価の対象となりえます。

No.	資料	項目	質問内容	回答
6	委託業務仕 様書	対象者の特 定	供される対象者の氏名、生年月日、住所、電話番号等の情報に基づき・・」と記載があるが、メールアドレス情報は含まれいるか。また、市町または県からの情報連携はどのような	提供可能な情報は、市町での面談・申請の際に取得する情報となります。取得する情報を統一していないため、メールアドレスを取得していない場合は、申請書の様式変更等を行う必要があり、市町において今後協議が必要であることをご理解ください。 また、受託者への情報連携については県のファイル交換システムを使用する等、セキュリティの確保された方法で行うことを想定しています。
7	委託業務仕 様書	対象者情報 の提供	いった様式データまたは紙で、どの程度の頻度で提供する想定か。	対象者情報の提供については、契約後に受託者と県とで協議のうえ、両者可能な方法及び範囲を設定したいと考えています。 提供の頻度は月1回以上を想定していますが、こちらも協議事項と考えています。
8	委託業務仕 様書	見積り	デジタルポイントの利用可能店舗への精算に係る費用(振込手数料)は、「システム運用業務に係る見積」に含めるという認識で間違いないか。	店舗への精算に係る費用(振込手数料等)は、運用に係る 費用に含まれるものと想定しています。
9	委託業務仕 様書	利用可能店 舗の募集	本事業の利用可能店舗の「審査・承認業務」は受託業務 に含まれているか。または、市町または県で実施される業 務となるか。	利用可能店舗に加える店舗は、県または市町で審査(確認)を行うことを想定しています。
10	コンペ参加仕様書	企画提案書	企画提案書の作成について、「A4サイズ14ページ以内 (厳守)」と記載があるが、「表紙・目次」は枚数に含まれているか。	表紙・目次は枚数に含みません。内容のみで14ページとしてください。
11	委託業務仕 様書	デジタルポイ ントの利用方 法	「店舗提示型」と「対象者提示型」の2種類に対応とのことだが、システムとして2種類対応しており、利用店舗がどちらの方式にするかを選択できるようにするという理解でよいか。それともすべての利用店舗で両方の決済ができるようにする必要があるか。	前者の解釈のとおりです。店舗がいずれかの方式を選択 できるシステムとしてください。

No.	資料	項目	質問内容	回答
12	委託業務仕 様書	デジタルポイ ントの利用方 法	「対象者提示型」において店舗型が読取りを行う端末については、各店舗にて用意いただく想定でよいか。	お見込みのとおりです。端末の調達については仕様に含 みません。
13	委託業務仕 様書		受託者が提供する汎用のアプリケーション(アイコンやアプリ名は受託者が提供している内容)の利用は可能でしょうか。それとも県専用のアプリケーション(アイコンやアプリ名は県と協議のうえ設定)となるか。	前者の解釈のとおりです。開発・リリース済みのアプリケー ションを利用いただくことも可とします。
14	委託業務仕 様書	運用に係る経 費	デジタルポイントの発行に係る手数料やポイント実費は発 行額に応じて請求し、有効期限切れによるポイントの失効に ついては考慮しないという想定でよいか。	お見込みのとおりです。発行(対象者に付与)し、未使用の まま失効したポイント分を返還していただく必要はありませ ん。
15	委託業務仕 様書	対象外の商 品・サービス		前段、後段ともお見込みのとおりです。利用可能店舗の範囲や対象外商品等、詳細は契約後に協議のうえ決定します。
16	委託業務仕 様書	他の決済手 段との組合せ	今回給付するデジタルポイントで一部の金額を支払った 後、店舗側で算出した不足金額を他の決済手段で支払うと いう流れは問題ないか。	デジタルポイントとその他の決済手段と、決済が2回になること自体は問題ないものと考えています。
17	委託業務仕 様書	対象者転出 の対応	「給付後に対象者が県外へ転出した場合について、未使用のポイントが使用できるよう対策を講じること」とあるが、この場合は転出先のコストになり、精算対象にはならないかと思うが、付与されたポイントを転出先でも何がしかで使えるのであれば、精算対象になるということか。	転出後も何らかの方法で使用できる状況であれば、精算 (実費負担)の対象となると考えています。

No.	資料	項目	質問内容	回答
18	委託業務仕 様書	対象者及び利 用可能店舗 からの問合せ 対応	問い合わせ手段について、具体的な指定はあるか。 (例)電話、メール、チャットボット など	特に指定はありませんが、対象者及び利用可能店舗の利 便性にご配慮いただき、ご提案ください。
19	委託業務仕 様書	対象者及び利 用可能店舗 からの問合せ 対応	問合せ対応が必要な日時について、具体的な指定はあるか。 (例)電話:平日:9時~17時、土日対応なし メール:24時間365日受付、翌営業日中に回答 チャットボット:24時間365日受付・回答など	特に指定はありませんが、対象者及び利用可能店舗の利 便性にご配慮いただき、ご提案ください。
20	委託業務仕 様書	対象者及び利 用可能店舗 からの問合せ 対応	過去に実施した類似業務における、提示可能な問い合わせ数の実績値はあるか。	申し訳ありませんが、類似業務の実績がないため参考値をお示しすることができません。 なお、想定される対象者の人数(最大値)は、年間で妊婦11,000人、子の養育者11,000人で、重複するケースもあります。店舗数の想定(目標)はありませんので、ご理解をお願いします。
21	委託業務仕 様書	再委託	問い合わせ対応など一部の限定した業務について、再委託の可否、および再々委託の可否を教えてください。	委託者(県)による書面での承認を経て、一部の業務を再 委託、再々委託することも可能です。
22	委託業務仕 様書	デジタルポイ ントの有効期 限	ポイントの有効期限について、付与から1年ないし2年間を想定と記載があるが、資金決済法の適用外となるには6か月以内の有効期限とする必要があると考える。今回に関しては有効期限を6か月以上とし、県が前払式支払手段発行者となる想定との認識でよいか。	前払式支払手段として発行する場合の発行者は、市町または県とする想定です。 なお、有効期限は契約後、協議のうえ可能な範囲で設定します。
23	委託業務仕 様書	対象者の特 定	「市町または県から提供される対象者の氏名、生年月日、 住所、電話番号等」と記載があるが、電話番号には固定電 話だけではなく、保有している場合は携帯電話の番号も含 まれるという認識でよいか。	提供可能な情報は、市町での面談・申請の際に取得する情報となります。基本情報として連絡先電話番号は取得している想定ですが、取得する情報を統一していないため、携帯電話番号を取得していない場合は、市町において申請書の様式変更等を行う必要があり、今後協議が必要であることをご理解ください。

No.	資料	項目	質問内容	回答
24	委託業務仕 様書	デジタルポイ ントの利用方 法	「対象者提示型」での利用にあたり、店舗側で必要となる スマートフォンに関しては受託者で準備する必要はなく、費 用にも含めないという認識でよいか。	お見込みのとおりです。端末の調達については仕様に含めず、費用計上の必要はありません。
25	委託業務仕 様書	対象外の商 品・サービス	「デジタルポイントで購入できない商品・サービスの種類を 県と協議のうえ決定」と記載があるが、ドラッグストアで化粧 品の購入などが一切できないよう、出産・子育てに必要な商 品等だけの購入に制限する必要があるか、もしくは通常の プレミアム商品券事業のようにタバコや換金性の高いもの 等の制限にとどめるかたちでよいか、いずれを想定している か。	後者の方法を想定しています。対象外の商品・サービスに ついて、契約後に協議のうえ決定します。
26	委託業務仕 様書	他の決済手 段との組合せ	「本業務により付与されたデジタルポイントと、他の決済手段を組み合わせて決済できる仕組み」と記載があるが、1,000円の決済の場合、先に本業務で付与したデジタルポイントにて600円決済、その後残額400円を電子マネーにて決済と、決済の作業自体が2回となっても問題ないか。	決済が2回になること自体は問題ないものと考えていま す。
27	委託業務仕 様書	既存の電子マ ネ一等との区 別	「本業務により付与されるデジタルポイントは既存の電子マネー等と区別できるようにすること」と記載があるが、残高表示等も記載を分ける必要があるという認識でよいか。	お見込みのとおりです。
28	委託業務仕 様書	対象者転出 の対応	「給付後に対象者が県外へ転出した場合について、未使用のポイントが使用できるよう対策を講じること」と記載があるが、新たに何かしら残高分の県外で利用できるポイントを付与するということではなく、転出後も三重県を訪れれば引き続き残高分を利用可能とするという認識でよいか。	方法の指定はありませんので、ご提案いただいた内容で も運用は可能と考えています。
29	委託業務仕 様書	見積り	「仕組み構築後は、年度ごとに運用に係る契約の締結を想定しているため、以下についても対応可能であること。」として①~⑦の項目の記載があるが、この部分に関しては今回の上限990万円の見積書内に含める必要はなく、あくまでもシステム構築費用のみ見積計上するという認識でよいか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	項目	質問内容	回答
30	委託業務仕 様書	対象者及び利 用可能店舗 からの問合せ 対応	「対象者及び利用可能店舗からの問合せ対応」とは、コールセンターと意味するものと認識しているが、その場合、想定最低人数、回線数、対応日・時間等があれば提示されたい。また、この部分の費用は上限額1,760万円の運用業務に係る見積り内に含める必要があるか。	申し訳ありませんが、類似業務の実績がないため想定(参考)値をお示しすることができません。 なお、想定される対象者の人数(最大値)は、年間で妊婦11,000人、子の養育者11,000人で、重複するケースもあります。店舗数の想定(目標)はありませんので、ご理解をお願いします。 また、問合せ対応(コールセンター設置)に係る費用は運用業務に係るものと考えており、当該業務の見積りに含めてください。
31	委託業務仕 様書	行政情報の プッシュ通知	「出産・子育てに関する行政情報のプッシュ通知を専用のアプリケーション上で提供」と記載があるが、これはデジタルポイント付与システムのアプリとは別のアプリを想定しているか。また、現段階でこのアプリの構築費用、または既存アプリの利用費用は見積書に費用計上する必要はないか。	同一アプリ内での通知を想定しています。 別アプリの構築や、既存アプリの運用については、システム構築に係る本業務の仕様(見積り対象)には含まれないものと認識しています。
32	委託業務仕 様書	運用に係る経 費	上限1,760万円の「構築後の運用業務を委託した場合の経費見積り」に含めるべき項目を提示されたい。 告知公報、決済時二次元コードスタンド印字、利用可能店舗発送費用等は今回の見積書内に含める必要はないとの認識でよいか。	本業務で構築するシステムのご提案内容により、運用の際に発生する費用(項目)が変わるものと考えられ、現時点で運用に係る費用の見積り項目を具体的に提示することはできません。 例示いただいた3項目は運用後に発生する費用であり、システム構築費用の対象外ですが、運用に係る費用の対象になると考えます。
33	委託業務仕 様書	利用可能店 舗の募集	利用可能店舗について、「出産・子育てに必要な商品等を取り扱う店舗を中心に設定する」とあるが、具体的に想定している業種や取扱商品はあるか。	利用可能店舗の範囲(業種・取扱商品)は現時点で特に 指定しませんが、利用可能店舗であっても対象外商品・ サービスの設定があることを考慮してください。

No.	資料	項目	質問内容	回答
34	委託業務仕 様書	費		お見込みのとおりです。県が負担する運用に係る費用(給付のオペレーション費用や対象者への通知等)や、市町が負担する給付の原資のほかに費用が発生する場合は、別
35	委託業務仕 様書	運用に係る経 費	本事業はあくまで応援ギフト給付におけるシステム構築を目的としており、例えば応援ギフト利用可能店舗にて掲示する制作物については令和6年度以降に制作並びに費用負担(新たな予算の設定)するという理解でよいか。	お見込みのとおり、運用に係る費用に含まれるものと考えています。
36	企画提案コン ペ仕様書	プレゼンテー ション審査参 加人数		現時点で上限人数は設定していませんが、審査の実施にあたり会場の都合で設定することがあります。上限を設定した場合は、提案者へお送りするプレゼンテーション審査の実施通知に記載します。